

京都市監察規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 1 1 1 号

京都市監察規則の一部を改正する規則

京都市監察規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「同室行政不服審査課長」を「同室行政不服審査・内部統制評価課長」に、「及び同室業務監察係長」を「，同室業務監察係長及び同室内部統制評価係長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(行財政局コンプライアンス推進室)